鹿屋市ひとり暮らし高齢者等緊急通報体制整備事業実施要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市ひとり暮らし高齢者等緊急通報体制整備事業実施要綱(平成18年鹿屋市告示第78号)の一部を次のように改正する。

第1条中「ことにより」を「鹿屋市ひとり暮らし高齢者等緊急通報体制整備事業 (以下「事業」という。)を実施することにより」に改める。

第13条中「別に定める」を「市長が別に定める」に改め、同条を第14条とする。 第10条から第12条までを削る。

第9条中「前条の装置貸与内容変更・辞退届を受けたとき」を「装置貸与内容変更(辞退)届による辞退の申出があったとき」に、「返還させる」を「装置を返還させる」に、「この場合」を「この場合において、貸与した装置は」に、「別記第7号様式」を「別記第8号様式」に改め、同条第1号中「第2条の」を「第3条に規定する」に改め、同条第2号中「施設等」を「老人福祉施設等」に改め、同条を第13条とする。

第8条中「ひとり暮らし高齢者等緊急通報装置貸与内容変更・辞退届(別記第6号様式。以下「装置貸与内容変更・辞退届」」を「ひとり暮らし高齢者等緊急通報装置貸与内容変更(辞退)届(別記第7号様式。以下「装置貸与内容変更(辞退)届」」に改め、同条に次の1項を加える。

2 市長は、装置貸与内容変更(辞退)届を受けたときは、貸与台帳に記載している借受人に係る情報の内容を変更し、必要に応じて受託者に通知するものとする。 第8条を第12条とし、第7条の次に次の2条を加える。

(費用の負担)

- 第10条 借受人は、装置を利用するに当たり、次に掲げる費用を負担しなければならない。
 - (1) 利用月ごとの月額利用料の2分の1に相当する額
 - (2) 電話回線の使用料金及び装置の利用に係る電気料金
 - (3) 急病、災害等の突発的事態等が発生したとき、又は救助に出動し、真にやむを得ない理由により家屋の一部を損傷したときの費用
 - (4) 貸与された装置に内蔵されている電池の交換に係る費用
 - (5) 貸与された装置の移設に係る費用

(台帳の整備)

第11条 市長は、貸与した装置の状況を明確にするため、ひとり暮らし高齢者等緊急通報装置貸与台帳(別記第6号様式。以下「貸与台帳」という。)を整備するものとする。

第7条を削る。

第6条中「装置を借り受けた者」を「装置の貸与を受けた者」に改め、同条第1号中「借受人は、自己」を「自己」に、「回復しなければならない」を「回復すること」に改め、同条第2号中「借受人は、装置」を「装置」に、「ならない」を「ならないこと」に改め、同条第3号を削り、同条を第9条とする。

第5条中「前条の規定により貸与を決定したものについては」を「貸与決定者と」に、「(別記第3号様式)を締結するものとする」を「(別記第5号様式)により契約を締結し、その旨を受託者に通知する」に改め、同条に次の1項を加える。

2 受託者は、前項の規定による通知があったときは、当該貸与決定者の自宅に装置(附属品を含む。以下同じ。)を設置するものとする。

第5条を第8条とする。

第4条中「前条の申請書を受理したとき」を「前条の申請があった場合」に、「ひとり暮らし高齢者等緊急通報装置貸与決定・却下通知書(別記第2号様式)」を「ひとり暮らし高齢者等緊急通報装置貸与決定(却下)通知書(別記第2号様式。以下「決定通知書」という。)」に改め、同条に次の1項を加える。

2 市長は、前項の規定により装置の貸与を決定したときは、ひとり暮らし高齢者 等緊急通報装置貸与者個別台帳(別記第3号様式)を作成し、第2条第2項の規 定により事業を委託した事業者(以下「受託者」という。)に決定通知書の写し を添えて送付するものとする。

第4条を第6条とし、同条の次に次の1条を加える。

(緊急協力員)

- 第7条 前条第1項の規定による装置の貸与の決定を受けた者(以下「貸与決定者」という。)は、緊急時に協力を得られる者(以下「緊急協力員」という。)を、原則として2人選任し、当該緊急協力員の承諾を得て、承諾書(別記第4号様式)により、速やかに市長に報告しなければならない。
- 2 緊急協力員は、原則として、緊急時に迅速に当該貸与決定者のところに出向き、

状況等を確認し、適切な措置を採ることができる者とする。

第3条を第5条とする。

第2条中「対象者」を「事業の対象となる者(以下「対象者」という。)」に改め、同条を第3条とし、同条の次に次の1条を加える。

(事業内容)

- 第4条 事業の内容は、前条に規定する対象者の自宅に設置する装置を貸与し、急 病等における緊急通報、相談通報、安否確認等を、当該装置を介して受信センタ ーを通じて行うものとする。
 - 第1条の次に次の1条を加える。

(実施主体)

- 第2条 事業の実施主体は、鹿屋市とする。
- 2 市長は、事業の一部を、適切に事業を実施することができると認められる事業 者(以下「事業者」という。)に委託して行うものとする。

別記第1号様式から別記第8号様式までを次のように改める。

第1号様式(第5条関係)

ひとり暮らし高齢者等緊急通報装置貸与申請書

年 月 日

鹿屋市長様

申請者 氏 名 電話番号

緊急通報装置の貸与を受けたいので、次のとおり申請します。

対	氏名	1		生年	生年月日 年 月 日							
象	住所	ŕ										
者	固定的	電話				携帯	電話					
貸-	与希望											
理	由											
緊急協力員予定者(緊急連絡時に駆けつけ								りして	くださ	ざる方:	2人)	
第	氏名				続	柄						
1	住所				電話者	番号						
第	氏名				続	柄						
2	住所						電話者	番号				
			対象者の	身体状況	及び日	日常生	活の状	犬況に	ついて			

 第
 号

 年
 月

 日

様

鹿屋市長 回

ひとり暮らし高齢者等緊急通報装置貸与決定(却下)通知書

年 月 日付けで申請のあった緊急通報装置の貸与については、次のとおり決定(却下)したので、通知します。

決	□ 貸与します。
定	□ 申請は、却下します。
事	(却下理由)
項	
費用負担	設置に係る費用は、無料です。ただし、次の費用は利用者の負担とします。 1 利用月ごとの月額利用料の2分の1に相当する費用 2 電話回線の使用料金及び装置の利用に係る電気料金 3 急病、災害等の突発的事態等が発生したとき、又は救助に出動し、真にやむを得ない理由により家屋の一部を損傷したときの費用 4 貸与された装置(附属品を含む。)に内蔵されている電池の交換に係る費用
	5 貸与された装置の移設に係る費用
注	1 この貸与決定通知書を受け取ったら、速やかに緊急通報装置の貸与に関する 契約書(別記第5号様式)を市長に提出してください。
意	2 装置は、設置の目的に反して、使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはいけません。
事	3 申請事項に変更があった場合又は装置を必要としなくなったときは、速やか
項	にひとり暮らし高齢者等緊急通報装置貸与内容変更(辞退)届(別記第7号様 式)を市長に提出してください。

ひとり暮らし高齢者等緊急通報装置貸与者個別台帳

			,									_			_			
ふ	り	が	な									番			号			
氏			名									同	扂	1	人			
生	年	月	日		年	F		日	年		齢							歳
固	定	電	話						携帯	電	話							
住			所															
目			標															
主	折	対	名						発	病時	期							
その	り他	治療	中の)疾患					ı			I						
	•				資異常	定 •	骨粗し	ょい	う症・	腎臓	誠病	• 脳	梗	寒•	脳出	出血	• 認	知症
		他		77.		_	14 1			, , ,,,	, . , . •	/			, , , ,	,	,)
聴力	カー	Ī	常	• 4	や困難	•	 困難	É	 歩行		自立	Ĺ	•	<u></u> → ½	部介.	助	•	全介助
視 :	カ	Ī	常	• 4	や困難	•	困難	É	排泄		自立	Ĺ	•	— <u>₹</u>	部介.	—— 助	•	全介助
食	事	自立	·	一当	 ß介助	•	全介助	J	着 脱		自立	Ī.	•	—- 1	部介	助	•	全介助
医规	 寮機	関名	7						電話	 番号								
所	在	当	也															
診	療	禾	斗						主治	台医								
医损	 療機	関名	7						電話	番号								
所	在	当	<u>h</u>															
診	療	禾	斗						主治	台医								
緊	Ė	第	氏	名														
急	1	1 劦	住	所										距	離			
		力員	電記	舌番号										続	怲			
協	Ē	第	氏	名														
力	İ	2 劦	住	所										距	離			
員		力 員	電話	舌番号										続	柄			

(裏面)

親族氏	名	続柄	電話	番号		1	住 所			
障害者手帳	身体障	害者()級•	療育() • ;	精神()級		
亚人类和	未申請	・申請中	事業対象	き者・要支持	爰() •]) · 要介護 ()			
要介護認定	有効期	間(年	月 日	~		年 月	日)		
居宅介護	事業所名	,								
支援事業所	担当介護	養支援専門	員			連絡先				
	サ	ービス種	:別	利用	曜日	曜日 利用施				
利用中の										
サービス										
緊急通報装置	L 畳の種類	固定型	() • 携背	 - 		
設置場所	居間・寝	L 夏室・台所	「・玄関・	その他()		
備考欄										

承 諾 書

鹿屋市長様

私(たち)は、()が、鹿屋市ひとり暮らし高齢者等緊急 通報体制整備事業により、緊急通報装置の貸与を受けるに当たり、緊急協力員にな ることを承諾します。

年 月 日

第1緊急協力員

_	氏	名	(署名又は記名押印)
_	本人との関	身係	
_	住	所	_
_	電 話 番	号	

第2緊急協力員

氏	名	(署名又は記名押印)
本人	との関係	
住	所	
電	話 番 号	

緊急通報装置の貸与に関する契約書

鹿屋市(以下「貸付人」という。)と (以下「借受人」という。)は、 緊急通報装置の貸与について、次の条項により契約を締結する。

(契約期間)

第1条 貸付人は、借受人に対し、 年 月 日から 年 月 日までの間、 緊急通報装置(附属品を含む。以下「装置」という。)を貸与する。ただし、期 間満了の30日前までに双方から何らかの意思表示がないときは、更に1年間その 期間は延長されるものとし、その後も同様とする。

(借受人の責務)

第2条 借受人は、自己の責に帰すべき理由により装置を滅失し、又は損傷したと きは、直ちにこれを原状に回復しなければならない。

(権利の制限)

第3条 借受人は、装置を貸与の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(費用の負担)

- 第4条 装置の利用に当たり、借受人が負担する費用は、次のとおりとする。
 - (1) 利用月ごとの月額利用料の2分の1に相当する費用
 - (2) 電話回線の使用料金及び装置の利用に係る電気料金
 - (3) 急病、災害等の突発的事態等が発生したとき、又は救助に出動し、真にやむを得ない理由により家屋の一部を損傷したときの費用
 - (4) 貸与された装置に内蔵されている電池の交換に係る費用
 - (5) 貸与された装置の移設に係る費用

(契約の解除)

第5条 貸付人は、借受人がこの契約に定める義務に違反したとき、又は次の各号 のいずれかに該当すると認めたときは、本契約を解除し、装置の貸与決定を取り 消すことができる。

- (1) 鹿屋市ひとり暮らし高齢者等緊急通報体制整備事業実施要綱に規定する要件を欠いたとき。
- (2) 老人福祉施設等に入所したとき。
- (3) その他市長が適当でないと認めたとき。

(協議事項)

第6条 この契約に疑義が生じたときは、貸付人と借受人とが協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、貸付人と借受人とが記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

年 月 日

貸付人 鹿屋市共栄町20番1号

鹿屋市

代表者 鹿屋市長

印

借受人 鹿屋市

印

第6号様式(第11条関係)

ひとり暮らし高齢者等緊急通報装置貸与台帳

番号	申請年月日	借受者氏名	住	所	電話番号	設置年月日	返還年月日	固定型・携帯型	特 記 事 項

第7号様式(第12条関係)

ひとり暮らし高齢者等緊急通報装置貸与内容変更(辞退)届

年 月 日

鹿屋市長様

申請者 住 所 氏 名

ひとり暮らし高齢者等緊急通報装置の申請内容を変更(利用を辞退)したいので、次のとおり届け出ます。

	住所			新								
	電話番号		コ.	新								
	緊	旧	且	Ē	名							
変	急		日	Ē	名							
更	協士	新	自	È	所							
	力員		霍	 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	番号							
	T.		本	マ人 と	: のほ	関係			距	離	本人宅まで約	分
							変	更	理	由		
辞							辞	退	理	由		
退												
100												
備												
考												

 第
 号

 年
 月

 日

様

鹿屋市長

ひとり暮らし高齢者等緊急通報装置返還決定通知書

年 月 日から貸与していた緊急通報装置は、鹿屋市ひとり暮らし 高齢者等緊急通報体制整備事業実施要綱第13条の規定に基づき、下記の理由により 貸与契約を解除しますので通知します。

つきましては、貸与を受けていた装置を速やかに返還してください。

記

契約解除の理由

□辞退の申出があったため	
□実施要綱の要件を欠いたため	
□老人福祉施設等に入所したため	
□その他市長が適当でないと認めたため	
()

附則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に存する様式は、当分の間、必要な修正をしてこれを 使用することができる。